



日本共産党高山市議団
牛丸 尋幸議員

事業承継の支援を 海外出張の状況は 新ごみ処理施設は

問 市内中小事業者を対象にした事業承継実態調査によると、今後何らかの対策をとらないと、34・5%の事業者が廃業すると言われている。市の対応が必要ではないか。

答 実態の把握と課題の整理に努めたい。

問 高齢者による交通事故の防止対策と免許返納しやすい環境づくりが求められている。高齢免許保有者の実態調査をすべきではないか。

答 関係機関と連携しながら、返納されない理由の調査について検討したい。

問 市長2期8年間の海外出張の回数、日数、費用はどうか。

答 回数は31回、日数は193日、費用の総額は約3789万円である。

問 市長の海外出張について、市民からの批判の声をよく聞くが、市長には届いているのか。

答 一人二人の方から多過ぎるのではないかと聞いている。積極的にやっていたら、大変ありがたいとの声は何十と聞いている。実を結んでいるかどうかいろいろ意見があることは聞いている。

問 火葬場建設では、73か所の候補地から選定が始まる。火葬場は1か所がいいので、残りの候補地の中からごみ処理場の場所を、検討委員会を設けて選定すべきではないか。

答 意見としてお伺いさせて頂く。

市長に申し入れ

市長の不規則発言

6月13日の一般質問において、市長の不規則発言（用語解説P18参照）を議会運営上の問題と捉え、6月18日に議会運営委員会を開催し、市長への対応を協議しました。

議会運営委員会での意見

市長の不規則発言は、今回に限ったものではなく、常習的に行う傾向があり危惧している。

反問はされるが、反問権（用語解説P19参照）といった位置づけでされるわけではなく、議会の議論として品位に欠けるものである。

市民からも市長の対応を問題視する意見がある。議会として、

市長へ対応する場合は、市民にもわかるような対応とすべき。

市長に反問権が付与された背景をもう一度確認していただきたい。

議会運営委員会の対応

議長から市長に対し、不規則発言等に対し申し入れすることに決定。市民に対しては、ぎかいだよりも含め不規則発言等の対応結果を公表することを決定。

議会の対応

6月21日、議長より市長に対し、文書で申し入れを行いました。

高山市議会基本条例第8条第3項において、反問権の付与を定めています。

◎反問権の取り扱い

・反問権を与える者は、「市長等」とする。
・議長又は委員長の許可、裁量で運営を管理する。

◎反問権の狙い

市長等が議員の質問の論点や真意を確かめることにより、より的確かつ明確な答弁をさせることが可能となるため、議会と市長等の両者が事案に対する理解が深まり、議論の活性化が期待されることである。

また、政策提案に対する議員の十分な事前調査が必要となり、議員活動の向上にも寄与することも効果として挙げられる。

30 議会第 66 号
平成 30 年 6 月 21 日

高山市長 國島 芳明 様
高山市議会議長 溝端 甚一郎

本会議における市長の不規則発言等について

高山市議会は平成23年5月から議会基本条例を施行し「広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指す」として、これまで取り組みを重ねてきたところであります。今定例会一般質問における市長の不規則発言等に対し、6月18日開催の議会運営委員会において下記のとおり決定したので申し入れます。

記

1. 言論の府である議会は、その権威の維持と格式高い議論により市民本位の政策を 目指していることを踏まえ、議場の秩序を乱すことのないよう、答弁する場合は議長の許可を得て登壇し、節度を保ち的確かつ明確な答弁をされたい。
2. 議員の質問に反問する場合は、「反問権に関する申し合わせ事項」に従い、議会との理解を深めること及び議論の活性化を目的として、議長の許可を得て予め反問する意思を明らかにして発言されたい。